



## 社会保険の適用範囲が拡大します ～年金制度改正法の成立について～

令和7年6月13日に社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を目的として「年金制度改正法」が成立しました。今回は年金制度改正法の概要と同法が規定する公的年金制度の見直しについて解説いたします。

### 主な改正内容と施行日

内容	施行日
<b>(1) 被用者保険の適用拡大等</b>	
①-1 短時間労働者の適用要件における賃金要件を撤廃する。	公布日から3年以内の政令で定める日
①-2 短時間労働者の適用要件における企業規模要件を段階的に撤廃する。	令和9年10月1日～
② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。	令和11年10月1日
③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。	令和8年10月1日
<b>(2) 在職老齢年金制度の見直し</b>	
一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。	令和8年4月1日
<b>(3) 遺族年金の見直し</b>	
① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。	令和10年4月1日
② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。	
<b>(4) 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ</b>	
標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げるとともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。	令和9年9月1日～
<b>(5) 私的年金制度の見直し</b>	
個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。	公布日から3年以内の政令で定める日
<b>(6) その他</b>	
① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。	令和10年4月1日
② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。	公布日から4年以内の政令で定める日

## (1) 被用者保険の適用拡大等 について

### 見直し ▶ ① 短時間労働者の加入要件

#### 短時間労働者の加入要件

- イ. 給与が月額 88,000 円以上 → **撤廃**
- ロ. 週の勤務時間が 20 時間以上
- ハ. 厚生年金の加入者が 51 人以上 → **段階的に撤廃**

51人以上の 企業	36人以上の 企業	21人以上の 企業	11人以上の 企業	10人以下の 企業
現在の 対象	2027年 10月～	2029年 10月～	2032年 10月～	2035年 10月～

最終的に、

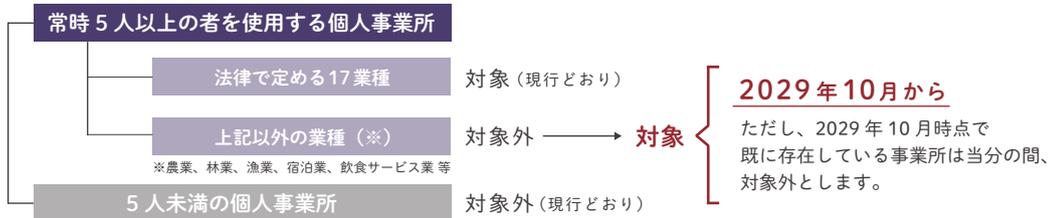
**ロ. 週の勤務時間が 20 時間以上** の  
要件を満たす場合は、社会保険の適用対象

※ただし、学生は除きます。

### 見直し ▶ ② 個人事業所の適用対象の拡大

今まで適用が除外されていた一部の個人事業所について、適用対象が拡大します。

#### 適用事業所の範囲について



### 見直し ▶ ③ 社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- イ. 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者に対し、3 年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置が実施されます。
- ロ. 事業主が追加負担した保険料について、国などがその全額を支援します。

月額賃金 (標準報酬) (年額換算)	8.8 万 (106 万)	9.8 万 (118 万)	10.4 万 (125 万)	11 万 (132 万)	11.8 万 (142 万)	12.6 万 (151 万)	13.4 万 (161 万)
労働者の負担 (3 年目は軽減割合を半減)	本来の負担の <b>25/50</b>	本来の負担の <b>30/50</b>	本来の負担の <b>36/50</b>	本来の負担の <b>41/50</b>	本来の負担の <b>45/50</b>	本来の負担の <b>48/50</b>	本来の負担の <b>50/50</b>

発行元

〈参考文献等〉

厚生労働省ホームページ (年金制度改革法が成立しました)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html) (2025/07/16 参照))

**辻・本郷 社会保険労務士法人**  
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿 HR 事務所: 〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL: 03-5361-8061 (代表)

TH letter for HR 担当: 鈴木・須賀

当法人の詳細  
お問い合わせ



スマホで読み取り  
またはクリック!

